工事設計のうち軽微なものとするもの	適用の条件
1　送信装置の部品に係る工事設計	シンセサイザ方式の送信装置の周波数合成回路に係る工事設計を改める場合（電波の型式、周波数又は空中線電力の指定の変更に伴う場合を除く。）に限る。
2　給電線、空中線共用装置及び給電線共用装置の工事設計	当該装置に係る工事設計の全部若しくは一部分について削る場合、改める場合又は追加する場合（いずれも空中線に供給される電力が１デシベルを超えて低下する場合に限る。）に限る。

［注　略］

［７～９　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○総務省告示第三百八号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第三十条の二第二項第六号の規定に基づき、平成十五年総務省告示第三百四十四号（外国の無線局等の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年九月一日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
［一　略］	［一　同上］
二　次の各号に掲げる無線設備の規格に係る特定無線局の包括免許人が法第百三条の六第一項の規定に基づき本邦内において運用しようとする同項第一号の無線局の無線設備が当該各号に定める技術基準に相当する技術基準に適合するとの事実は、当該無線設備が当該各号に定める技術基準に相当する国際電気通信連合無線通信部門の勧告又はThird Generation Partnership Projectの技術仕様書に定める技術基準に準拠した外国の法令に適合することについて当該外国の法令により確認されているもの（本邦内の他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるものに限る。）であることとする。	二　［同上］
［１・２　略］	［１・２　同上］
3　施行規則第十五条の三第二号(7)に掲げる規格　設備規則第四十九条の六の九第一項及び第二項に規定する技術基準又は設備規則第四十九条の六の十第一項及び第三項に規定する技術基準	3　施行規則第十五条の三第二号(7)に掲げる規格　設備規則第四十九条の六の九第一項及び第二項に規定する技術基準
［4・5　略］	［4・5　同上］
［削る］	6　施行規則第十五条の三第二号(10)に掲げる規格　設備規則第四十九条の六の十第一項及び第三項に規定する技術基準
6　施行規則第十五条の三第二号(13)に掲げる規格　設備規則第四十九条の六の十二第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準、同条第二項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準又は設備規則第四十九条の六の十三第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）に規定する技術基準	7　施行規則第十五条の三第二号(13)及び第七号の四(1)に掲げる規格　設備規則第四十九条の六の十二第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準

工事設計のうち軽微なものとするもの	適用の条件
送信装置の部品に係る工事設計	シンセサイザ方式の送信装置の周波数合成回路に係る工事設計を改める場合（電波の型式、周波数又は空中線電力の指定の変更に伴う場合を除く。）に限る。

［注　同左］

［７～９　同左］